

船橋市民間認可保育所設置運営事業者 募集要項 (令和8年度整備)

令和9年4月までの開設に向けた保育所整備事業

船橋市健康福祉局地域子育て部
保育運営課 企画係
船橋市湊町2丁目10番25号
TEL : 047-436-2410
E-mail : hoiku-kanri@city.funabashi.lg.jp

募 集 概 要

—募集事業—

令和9年4月までに認可保育所を開設するために補助金※を活用する事業

※詳細は、資料2「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」をご確認ください。

—応募スケジュール—

事前相談（必須）：令和7年11月14日(金)まで
書類提出：令和7年11月17日(月)～11月28日(金)

—募集地域—

募集対象地域は下記のとおり設定しています。詳細については、P.5「2. 募集地域及び物件」をご確認ください。（市外は除く。）

新船橋駅・塚田駅周辺

北習志野駅・飯山満駅周辺

二和向台駅・三咲駅周辺

※建物を賃借して、その内装改修等により施設の整備を行う計画に加え、自己の所有する土地又は賃借した土地にて、自己所有物件として建物を躯体から整備する計画についても応募の対象としています。

なお、整備の手法によって応募条件や補助内容が異なるため、詳しくは本募集要項及び資料をご確認ください。

目次

1. 募集の概要	3
2. 募集地域及び物件	5
3. 施設の設計及び留意事項	6
4. 応募手続き	8
5. 設置運営事業者の内定	9
6. 施設整備及び運営に関する補助金	11
7. 資金計画	12
8. 施設整備に関する入札及び契約	12
9. 子ども・子育て支援法に基づく確認手続き及び運営開始後の会計処理等	13
10. 注意事項	14

添付資料

- 資料1 「応募資格について」
- 資料2 「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」
- 資料3 「資金計画について」
- 資料4 「検査済証の無い建築物を活用した保育所等の整備について」
- 資料5 「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定について」
- 資料6 「調理業務の委託に関する取扱いについて」
- 資料7 「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」
- 資料8 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」
- 資料9 「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」
- 資料10 「船橋市私立保育所等整備補助金交付要綱」
- 資料11 「船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱」
- 資料12 「船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱」
- 資料13 「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」
- 資料14 「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」
(令和7年9月19日付けこ成事第497号)
- 資料15 「補助事業による施設整備等に係る契約手続きについて」
- 別添 「募集対象地域図」

※要綱等については、今後改正する場合がありますので、現時点の参考にして下さい。

1. 募集の概要

(1) 応募事業者の要件

次の①～④の要件を満たす法人で、児童福祉法第35条第4項の認可を受けて保育所を設置し、自ら保育所の運営を行うことができるものであること。

- ① 法人格を有し、令和7年9月1日現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業（A型）を2年以上運営していること。
- ② 次のアイウのいずれの要件も満たすこと
 - ア 申請書類提出期限までに決算書または法人税申告書等により、2期以上の運営実績が確認できること（ただし、社会福祉法人または学校法人である場合や2期以上の運営実績を持つ法人の100%子会社であるなど、2期以上の運営実績がある法人と同等の実績があると認められるものは、本要件を適用しない場合があります）。
 - イ 直近2期連続で損失を計上していないこと。
 - ウ 直近2期のいずれかの年度で債務超過となっていないこと。
- ③ 運営している施設等において、直近に実施された自治体等の監査、指導監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
※軽微な文書指摘を受けた場合で、適正な改善報告がされており、かつ、今後適正な施設等運営がなされる見込みであると認められる際には、対象とする場合があります。
- ④ その他、資料1「応募資格について」の要件を満たす法人。

(2) 募集対象事業

自己の所有する土地での整備若しくは、土地又は建物を賃借して整備する認可保育所で、次の①～⑦のほか、本募集要項に記載する要件を満たすもの。

- ① 原則として、令和8年度中に補助対象とする施設整備に着手し、令和9年4月1日までに開設できること。（今後建設予定や現在建設中の建物の活用もご検討ください。
ただし、新たに建物の建設を伴う計画については、原則として令和9年2月下旬までに検査済証の交付を確認できることとします）
※新規開設に限り、既存の保育所等の移転や移行による応募は認められません。
※事業者都合に起因する工期の遅れなどによる開設時期の遅れは認められません。
※やむを得ない事情と認める場合を除き、開設時期に遅れが生じた場合、補助金の全部又は一部が対象外となる可能性がありますので、事業計画等は、十分な検討と周到な準備をお願いします。
- ② 定員は原則60人以上で、小学校就学前までを対象とする保育所を整備すること。
ただし、50～59人とする場合は、0歳児の定員を設けないこと。
- ③ 0歳児の定員を設ける際は、全体の定員数の5%までとし、0歳定員と1歳定員の間には全体の定員数の10%以上の定員差を設けること。（小数点切上げ）
（例）65人定員の場合・・・ $65 \times 10\% = 6.5$ 定員差7人以上
- ④ 2歳の定員と3歳の定員は1人以上の定員差を設けるなど、「持ち上がり」以外の3歳児が入所できるような定員構成を計画すること。
また、市内小規模保育事業所の連携施設（特に卒園後の受け入れ枠の設定について）となる検討を行い、市や小規模保育事業所から連携について協力を依頼した場合には、当該小規模保育事業所の設置者と連携契約について協議すること。
※内定後に市が定員の構成について協議する場合があります。

- ⑤ 開園時間は、7：00～19：00を含む12時間以上（月～土）とすること。
※利用する子どもがいない等の理由で土曜日を閉所する場合、公定価格上の減算措置がとられます。
※休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）のみとすること。
なお、休日保育を実施する計画については、内定後に協議が必要となります。
- ⑥ 児童福祉法第35条第4項の認可を受ける設置者が自ら保育所を運営し、保育を提供することとし、施設の管理運営業務及び保育業務を第三者に委託することは認めない。また、施設長のほか、公定価格の算定に係る保育士数については、すべて直接雇用により当該施設の職員として確保することを条件とする。
※系列園等や本部付けの応援職員により配置基準を満たす運用や、当該施設の職員を応援職員として派遣し、系列園等の公定価格の算定に係る保育士数に見込むことは認めません。また、「保育所等におけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士の取扱いについて」（令和7年2月14日付けこ成保第131号）についても、当該技術的助言の通り、スポットワークにより採用された保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てることは認めません。
- ⑦ 施設長について、施設の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、やむを得ない場合を除き、開所後3年間は変更をしないよう努めること。
- ⑧ 保育士の配置について、資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第33条第2項に定める保育士数は、原則常勤の専任の保育士によって満たすこととし、資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」第5条第2項に記載のある「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和3年3月19日付け子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」（令和6年6月25日付けこ成保発666こども家庭庁生育局長通知）については、原則適用を認めない。
- ⑨ 給食は原則自園調理（事業所内の調理設備を用いて調理すること）とし、関係通知を遵守して実施すること。なお、調理業務の全部を委託する場合は、資料6「調理業務の委託に関する取扱い」に掲げる要件を満たすこと。また、アレルギー児給食については、除去食若しくは代替食又はその両方により対応すること。
- ⑩ 一時預かり事業や休日保育事業、病児病後児保育事業、誰でも通園制度、在園児のほか広く市内の未就学児やその保護者向けに提供される事業やサービスがあれば、提案すること。なお、提案事業は実施可能な内容とし、利用者ニーズに対する考え方や事業を行う理由等、提案の根拠となる資料があれば、具体的な事業案とともに提出すること。その際、既存園での実施の有無や実施に要する人員、費用等、事業の詳細を提示すること。
※事業の提案をもって、事業の実施を確約するものではありません。
※保育所の設置運営事業者の内定された後、提案された内容を基に市と協議の上、市が求めた場合には、原則開設時から実施していただきます。開設と同時に実施できない場合は、その理由を明確にご提示ください。

2. 募集地域及び物件

(1) 募集対象地域

募集対象地域は、下表のとおりとする。(市外は除く。)

対象範囲	募集件数
<p>●以下の対象駅から直線距離で概ね1 km圏内</p> <p>①新船橋駅・塚田駅周辺（東武野田線） 行田2丁目は全域とします。 夏見台1～5丁目、夏見1～4丁目は除きます。</p> <p>②北習志野駅・飯山満駅周辺（東葉高速線） 以下の町丁目は全域とします。 七林町、飯山満3丁目、薬円台6丁目、滝台町、 二宮1, 2丁目、前原西8丁目</p> <p>③二和向台駅・三咲駅（京成松戸線）周辺 以下の町丁目は除きます。 八木が谷1, 2丁目、咲が丘1, 2丁目、 三咲6～8丁目、大穴南1, 2丁目、大穴北1丁目</p>	<p>5件程度</p>

※添付資料の別添「募集対象範囲図」を参考としてください。

※応募状況によっては、1つの対象範囲に複数の計画を採択する場合があります。

※2(2)②アをご確認いただき、既存の認可保育所、認定こども園、幼稚園の配置状況を考慮の上、計画地をご検討ください。

※計画地が地区計画区域に該当する場合は、該当地区の運用方針をご覧ください、予め都市計画課に必要となる手続き等をご確認ください。

※計画地が市街化調整区域に該当する場合は、2(2)②オ及び3⑧をご確認ください。

(2) 物件の賃借及び位置等について

① 賃借権の登記又は賃貸借契約期間

土地又は建物の賃借については、敷地及び建物に抵当権等の制限がついていないことが望ましく、原則として、賃借権を設定し登記すること。

ただし、貸主が地方住宅供給公社又はこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等信用力が高い経営主体であると市長が認めた場合や、建物の賃貸借契約期間を開所から10年以上とする場合は賃借権の登記を行わないことができる。

※貸主との賃貸借契約及び貸付確約においては、応募書類「第9号様式-1 建物貸付確約書」及び「第9号様式-2 土地貸付確約書」の裏面に記載されている注意事項の内容を双方よく確認の上、締結してください。

② 応募物件の位置について

ア 応募物件の敷地については、既存の認可保育所（私立）、認定こども園、幼稚園、当該事業による整備以外に新設予定の認可保育所等の敷地（認可面積に含まれる部分に限る）から直線距離で原則200m以上離れていること。

ただし、2(1)に掲げる募集地域内の各駅から直線距離で300mの範囲においては、この限りではない。

- イ 応募物件の敷地については、児童の健全な育成にふさわしい保育環境に配慮する必要があることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から100m（当該営業所が商業地域に所在する場合は70m）以上かつ、同法第2条第6項又は第9項に規定する営業を営む営業所から200m以上の離隔を取ることができていなければ、応募を受理しない場合がある。
- ウ 応募物件の敷地は、原則幅員6m以上（6mに満たない場合は、3. 施設の設計及び留意事項の②を満たすこと）の公道に4m以上の幅で接道していること。
なお、路地上の部分だけで公道に接する土地（いわゆる旗竿地）に関する取扱いなど、千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）に別に定めがある場合は、それについても満たすこと。
- エ 応募物件の敷地については、敷地外に出ることができる二方向の避難路を確保するなど、十分な避難路を確保すること。
- オ 計画地が市街化調整区域に該当する場合は、自己の所有する土地又は賃借した土地にて、自己所有物件として建物を躯体から整備する計画に限る。

3. 施設の設計及び留意事項

- ① 園児等の安全確保のため、出入口への飛び出し防止や視距の確保については十分に注意すること。また、停止線や一時停止表示による案内や、ミラー等を設置する等して駐車場出入口についても安全確保に努めること。
- ② 接道道路の幅員が6mに満たない場合は、壁面位置（建築物の外壁）を道路中心線から3m以上後退すること。（道路からの後退部分について、市に寄付を行う場合は、船橋市道路計画課の指導に基づく施工を行うこと。）なお、道路からの後退部分については柵や塀を設置しないこと。
※既存の建物を活用する計画で、壁面位置の後退ができない場合は、①について特に注意し、安全対策に万全を期すこととしてください。
- ③ 原則として敷地内に基準を満たす園庭を整備すること。やむを得ず敷地内に基準を満たす園庭を整備することができない場合はあらかじめ保育運営課と協議すること。協議の後、敷地外に屋外遊戯場に代わるべき場所（以下、「屋外遊戯場代替地」という。）を設置することが認められた場合には、以下の項目について注意し、屋外遊戯場代替地を設定すること。
 - ア 屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合は、資料5「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定について」を確認の上、第13号様式「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定予定書」を作成すること。
※屋外遊戯場代替地を設定する場合は、運営開始後、他の利用者と譲り合いながら利用し、利用者が増えてきた場合は、利用範囲の変更や、利用を中止する等、一般利用者の利用を制限することにならないよう、努めてください。

- イ 屋外遊戯場代替地を設定する場合であっても、保育所の敷地内に水遊びができる環境を確保するよう努めること。
- ④ 送迎用の駐輪場については原則必須とし、駐車場についても可能な限り整備するよう努めること。
- ⑤ 近隣への配慮について
- ア 施設内部の音や声について、周辺環境への影響を最小限とするよう、開口部の位置やサッシにペアガラスを用いる等の対策を行う他、室外機等の位置や向きには特に注意し、必要に応じて囲いをつける等の対策を行うこと。
- イ 調理室やゴミ捨て場からの臭気についても、周辺環境への影響を十分に考慮し、排気口やゴミ処理スペースの位置や向きについても注意し、必要な対策を行うこと。
- ⑥ 緑地について
- 500㎡以上の土地に新たに建物を建てる計画については、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に基づき、用途地域に応じて一定割合の緑地を設ける必要があるため、あらかじめ船橋市公園緑地課に確認の上、必要な緑地面積の確保を計画すること。なお、緑地は原則として園庭面積に算入できないため、注意すること。
- ⑦ 検査済証の無い建築物について
- 検査済証の無い建築物を活用する場合には、資料4「検査済証の無い建築物を活用した保育所等の整備について」を参照すること。
- ⑧ 開発行為について
- 開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）に該当する計画については、都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可及び船橋市宅地開発事業に関する要綱に基づいた施設整備が必要となるため、予め宅地課に確認の上、該当の有無や必要となる手続きについて確認すること。
- なお、市街化調整区域での開発行為は、市街化区域での開発行為よりも協議に時間を要するため、予め宅地課に必要となる手続きについて確認すること。
- ⑨ 内定後の各課との協議において想定される意見について
- 設置運営事業者として内定された後、船橋市の各所管課と直接協議を行うこと。
- 想定される内容のうち、施設の設計に関わるものの一部は以下の通り。
- ア 道路計画課
- ・資材等の搬出入経路について協議すること。
 - ・区域が接する市道との境界確認について協議すること。
 - ・区域が接する市道の道路整備について協議すること。
- イ 都市整備課
- ・施設運営に必要な台数分の駐輪場を設置すること。
- ウ 環境保全課
- ・騒音、振動に係る法令及び船橋市環境保全条例（騒音・振動）に係る特定施設（原動機の定格出力が3.75kw以上の送風機や圧縮機（原動機の定格出力による規定あり）等）を設置する場合は設置工事の開始日の30日前までに届出すること。
 - ・工事にあたっては、騒音・振動・粉じんに配慮した工法手法とすること。
 - ・特定建設作業の施工については作業開始の日の7日前までに実施の届出書を提出すること。
 - ・給水については、地盤沈下防止のため原則として公営水道を使用し地下水を使用しないこと。ただし、地下水に代えて他に水源を確保することが著しく困難な場合は市と協議すること。

- ⑩ その他、保育室の面積、施設の設備等については、資料7「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、資料9「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」を参照すること。
※保育所の設備の面積に係る基準については、現在特例として船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」とする。）第5条第3項（県基準）を適用しているが、将来的に条例第4条(市基準)を適用する可能性があるため、施設の設計には十分に注意すること。
- ⑪ 特定給食施設の届出及び食品営業届出が必要となるため、必要となる書類や手続きについて保健所に確認すること。

4. 応募手続き

(1) 応募書類提出

① 事前相談

令和7年11月14日（金） ※休業日：土曜日・日曜日・祝休日

上記期限までに別添「事前相談書」を作成し、必ず事前相談（要電話予約）を行うこと。

※検討段階でも、お早めに一度ご連絡ください。

② 応募書類提出

期間：令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金） ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：船橋市役所3階 保育運営課

※前日（開庁日の午後5時）までに電話連絡の上、応募法人が直接ご持参ください。

郵送は不可とします。

※提出期間を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

③ 提出書類

I：計画に関する資料 正本1部・副本1部（正本のコピー可）の合計2部

※応募書類確認後、後日、副本を上記に加え6部提出していただきます。

II：決算に関する資料 正本1部・副本3部（正本のコピー可）の合計4部

※詳しくは別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表（令和8年度整備）」をご覧ください。

※記載された書類以外にも、必要に応じて資料の追加提出を求めることがあります。

※記入書類の文字サイズが読みやすいものになるよう、ご注意ください。

※内定後の計画の変更は原則認めませんが、保育内容の充実やサービスの向上につながるもの、又は、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上認める場合があります。

(2) 質疑応答

① 質問受付期間

令和7年11月14日（金）午後5時まで

※休業日：土曜日・日曜日・祝休日

② 質問方法

別添「質問書」に記入の上、原則としてEメールにより提出すること。

Eメール環境が無い場合はFAXによること。

※いずれの場合も質問を送信した旨、必ず電話連絡をしてください。

③ 回答方法

回答はホームページに随時掲載することとする。

※原則として、毎週金曜日午後5時までにあつた質問に対し、翌水曜日の午後5時までで回答を掲載することとしますが、質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、質問がある場合は早めに質問書を提出してください。

(3) 提出書類及び作成にあたっての留意事項

別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表（令和8年度整備）」の

【書類作成における注意事項】を確認の上、定められた提出期間内に提出すること。

※市が提出を求めた場合を除き、原則、締め切り後の追加提出は認めません。

(4) スケジュール概要（予定）

項目	時期	
事前相談（必須）	令和7年	（令和7）～11月14日
書類提出（事業者⇒市）		11月17日～11月28日
現地確認・書類審査（市）		12月上旬～12月中旬
事業者選定委員会（市）		12月中旬～（令和8）1月上旬
事業者内定（市）	令和8年	1月中旬～2月中旬
各所管課協議・事前協議書提出（事業者⇒市）		2月中旬～4月下旬
入札準備・入札・契約（事業者）		協議により調整
補助対象区分工事着手（事業者）		協議により調整
広報ふなばしへの入所案内掲載（市）		11月
入所希望者向け説明会（事業者）		11月上旬～12月中旬
認可申請手続き（事業者⇒市）	令和9年	12月上旬～（令和9）3月上旬
工事完了（事業者）		2月下旬～3月上旬
開設		4月1日

※事業者内定後のスケジュールは計画内容等により異なりますので、市の指示に従ってください。

※年度途中の開所をご希望の場合はご相談ください。市と協議の上、可能となることがあります。

※創設の場合は国の内示後の契約が必須となります。

5. 設置運営事業者の内定

(1) 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会について

① 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）による審査

ア 書類審査

事業計画その他の内容について書類審査を行い、審査の結果、応募要件を満たしていない場合には失格とする。

イ ヒアリング

書類審査後、事業計画や船橋市で事業を行う理由等の内容についてプレゼンテーションを行うこと。なお、ヒアリング審査の日時や会場等は、書類提出締め切り後、各応募事業者あてに通知する。

ウ 評価

(i) 委員ごとに得点が高い応募計画から順位を付け、その順位の数字を順位点とする。

(例：1位＝順位点1、2位＝順位点2)

(ii) 応募計画ごとに全委員の順位点を合計し、合計した順位点が低いものから順に全体順位を付ける。

※順位点の合計が同点の場合は、順位点1の獲得数が多い応募計画を上位とし、順位点1の獲得数も同数の場合には順位点2の獲得数が、順位点2の獲得数も同数の場合は、順位点3の獲得数が多い応募計画を上位とします。

例) 選定委員A、B、C、D・応募計画X、Y、Zとした場合

	Aの評価	Bの評価	Cの評価	Dの評価	合計点	全体順位
X	1位(1点)	1位(1点)	2位(2点)	1位(1点)	5点	1位
Y	2位(2点)	3位(3点)	1位(1点)	2位(2点)	8点	2位
Z	3位(3点)	2位(2点)	3位(3点)	3位(3点)	11点	3位

② 市長への報告

選定委員会は、上記審査の結果による全体順位を市長に報告する。ただし、審査結果が一定の水準に達しなかった応募計画は、市長への報告対象としない。

※待機児童対策としてより効果的な整備を優先する場合など、他の整備計画との調整のため、選定委員会の審査による順位と市長が設置運営事業者として内定する事業者が一致しないことがあります。

③ 審査項目及び配点について

審査項目	配点
動機・理念	10
職員体制等	40
保育内容について	50
運営について	45
児童の保健・安全管理について	20
運営実績・知識・経験	30
特別な配慮を必要とする児童について	15
施設整備・定員構成	50
財務状況・資金計画	40
合計	300

④ 選定委員会の結果の公表について

選定委員会の結果については、保育運営課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付(有償)並びに本市のホームページにて、速やかに下記内容を公表する。

ア 法人名(内定者のみ)

イ 定員

ウ 計画地(町丁目まで)

エ 全事業者の結果(順位点)

(2) 内定について

① 設置運営事業者の内定

ア 事業者選定委員会の報告及び他の教育・保育施設の整備計画等を勘案し、事業計画が適切で、補助事業としての有効性、必要性が認められる応募事業者を設置運営事業者として内定する。

※以下の場合、事業者選定委員会の報告の結果にかかわらず、設置運営事業者として内定しないことがあります。

- ・本募集にかかわらず、他の計画の状況等により、補助事業としての有効性、数量的・地域的な必要性が高いと認められない場合
- ・募集対象地域内であっても、実際の保育需要の状況のほか、既存施設の配置状況や児童の受入れ状況等により保育所新設の必要性が高いと認められない場合
- ・近接した地域において複数の応募があった場合

イ 設置運営事業者として内定した事業者（以下「内定者」という。）がその地位を辞退した場合や何らかの事情で内定者の地位が取り消された場合、内定者とならなかった応募事業者の中から全体順位点が高い順に追加で内定することがある。

ウ 本募集要項に基づく設置運営事業者の内定は、令和8年度船橋市一般会計予算における私立保育所等整備補助金及び民間保育所等建物改修費等補助金の予算額の範囲で行うこととする。

② 内定の公表及び通知

審査の結果については、速やかに全応募事業者に対し通知するとともに、内定者については、本市のホームページにて下記内容を公表する。

ア 法人名

イ 定員

ウ 計画地（町丁目まで）

③ 申請書類の取り扱い

提出された書類は返却せず、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報や個人情報などの不開示情報を除き、公文書開示請求の対象とする。

6. 施設整備及び運営に関する補助金

※詳細は資料2「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」を確認すること。

※本募集要項に基づき内定を受けた設置運営事業者による保育所整備事業に対する補助金の交付は、本募集要項および添付資料の記載にかかわらず、令和8年度船橋市一般会計予算における保育所施設整備費補助金の予算額の範囲で行います。

そのため、補助額が減額となる場合や、整備・開設時期の変更を要請する場合、内定を取り消しする場合があります。

また、各補助制度の内容は、国の制度変更や市の施策の変更等に伴い、今後、予告なく変更や廃止等の見直しを行う場合があります。変更があった場合には、随時ホームページでお知らせいたします。

7. 資金計画

※詳細は資料3「資金計画について」を確認すること。

- ① 資金計画については、認可保育所として安定的かつ継続的に健全な運営を行っていただく観点から、応募者の財務状況と合わせて評価しますので、適正且つ無理のない資金計画としてください。
- ② 設置運営事業者として内定された場合は、提出された資金計画を遵守していただくこととなります。後日、提出された資金計画からの大幅な乖離が認められるなど、評価結果に影響が生じたときは、設置事業者としての内定を取り消すことがあります。過大な収入額、過少な支出額を見込まないよう、現実即して適正に計画してください。
- ③ 開設準備金及び資料1「応募資格について」(4)に規定する資産要件として求める資金については、自己資金(残高証明書で確認可能な現金・預金及び予定する寄付金)により確保していただくこととし、新規に借入れをする計画は認めません。
なお、開設後の保育所の委託費(子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づき、市から保育所に対して支払われる委託費。以下同。)収入等を充当して返済することのない借入金については、法人本部の借入金として自己資金に含めて構いませんが、この場合、法人が当該保育所以外の事業により安定的な返済が可能か審査します。
- ④ 開設後は、委託費の支給を受けて保育所を運営していただくこととなりますが、当該委託費の用途については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成29年府子本第228号・雇児保発0406第1号)」に定められたとおりですので、資金計画の立案において十分ご留意ください。
- ⑤ 公定価格の処遇改善等加算については、令和7年に制度変更が行われましたが、公定価格計算書では対応しておりませんのでご承知おきください。

8. 施設整備に関する入札及び契約

※詳細は資料15「補助事業による施設整備等に係る契約手続きについて」を確認すること。
地方公共団体以外の者が補助事業により社会福祉施設等を整備する場合の契約手続きについては、その公正性及び透明性の確保に努めなければなりません。よって、応募に関する施設設計を行った設計会社は補助対象事業に関する入札に参加することはできません。

また、補助金の交付の条件として、「事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。」とされています。

9. 子ども・子育て支援法に基づく確認手続き及び運営開始後の会計処理等

(1) 確認の手続き

認可保育所として運営を行うにあたって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく市の確認を受け、特定教育・保育施設の運営に関する基準を満たす必要がある。設置運営事業者として内定された事業者は、認可の手続きと並行してこれらの手続きを進めること。

※内定者は、運営に関する市の意見を積極的に聞き入れ、実施を検討していただきます。

(2) 運営開始後の会計処理等

社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可保育所の認可を受ける場合、以下の条件を付すこととする。

- ① 資料7「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び資料8「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合は、これに応じること。
- ② 「船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年船橋市条例第32号）第3条の規定によりその例によることとされる「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）に基づき、収支計算書又は損益計算書において、保育所を運営する事業に係る区分を設け、その他の事業の会計と区分すること。
なお、複数の保育所を運営する場合は、施設ごとに当該区分を設けること。
- ③ 保育所を運営する事業については、次に掲げる書類を作成すること。
なお、複数の保育所を運営する場合は、施設ごとに当該書類を作成すること。
 - ア 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）別紙1の積立金・積立資産明細書
 - イ 別紙2の借入金明細書
 - ウ 別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
 - エ 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
- ④ 上記2、3で作成する書類とは別に、市の毎会計年度終了後3か月以内（毎年6月30日まで）に次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類に保育所を運営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。なお、ウの書類については、会計年度を4月1日から翌年3月31日までとして作成すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 市内で経営する保育所に係る「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき作成した財務諸表〔拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）、拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）、拠点区分貸借対照表（第3号第4様式）〕及び附属明細書並びに財産目録
- ⑤ 保育所委託費については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年府子本第254号、雇児発0903第6号）」等に基づき処理を行うこと。

10. 注意事項

(1) 応募にあたって

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項（資料を含む）の記載内容及び条件を全て承諾したものとみなすため、疑義等は質問の受付期間内に問い合わせること。
- ② 応募事業者及びその関係者からの応募書類・計画内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、今後の審査の公平性を期するため、審査の事前・事後とも受け付けない。また、各整備計画の応募事業者以外の者からの当該計画の問い合わせには応じないこととする。
- ③ 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めない。ただし、市が必要と認めた場合は、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合がある。なお、提出された書類は返却しない。
- ④ 応募に係る一切の経費は、結果にかかわらず応募事業者の負担とする。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開設前の職員の研修費用等、法人の運営に係る費用は全て応募事業者の負担とする。
- ⑤ 施設名称について、同一又は類似する名称の幼稚園、保育所等がないことを条件とする。なお、船橋市内の既存施設と混同するような名称であると市が判断した場合は、名称の変更を要請する場合があるため、その際は市の指示に従うこと。
- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出された場合
※市が必要に応じて追加提出を求めた場合は除きます。
 - イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
 - カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ⑦ 財務に係る審査を行うに当たり、必要に応じて関係機関（官公庁・金融機関等）へ照会を行うことがあり、当該照会に関する同意書の提出を求めた場合は、正当な理由がある場合を除き、原則として応じること。
- ⑧ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行うこと。
- ⑨ 法人の本部及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合は、正当な理由がある場合を除き、原則として応じること。
- ⑩ 保育所整備につき、地元町会・自治会、テナントビルの所有者、近隣住民に対し、必ず応募前に整備計画の説明を行い、別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表（令和8年度整備）」中の「8土地、建物及び近隣説明の関係」に掲げる各書類を提出すること。
内定者として決定された後についても同様の説明を行い、加えて近隣の保育施設に対しても同様の説明を行うこと。なお、内定者として決定されなかった場合は、事前説明を行った相手方に対して、その旨の説明を行うこと。
- ⑪ 本募集要項の記載内容については、国及び船橋市の制度改正に伴い変更する場合がある。正当な理由がある場合を除き、原則として応じること。
- ⑫ 本募集要項に定めのない事項及び疑義は、船橋市と協議し定めること。

(2) 内定の取り消しについて

次のいずれかの場合は、本募集要項に基づく保育所設置運営事業者としての内定を取り消す場合がある。なお、この場合、船橋市は、内定者が既に要した費用の弁済及び取り消しに伴い発生した損失の補償について、一切責任を負わない。

- ① 急激な財務状況の悪化や、運営施設の閉園が相次ぐ等、開設に向けた十分な財務状況足りえないと判断された場合
- ② 提出書類に記載された事項に虚偽もしくは重大な違背行為があると認められた場合
- ③ 船橋市が定めるスケジュール、手続きに従わず、本募集要項に基づく認可保育所の開設を行えないと判断された場合
- ④ 令和8年度船橋市一般会計予算における保育所施設整備費補助金の予算が不成立となった場合

(3) その他

- ① 保育所の設置認可後に、船橋市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従うこと。
- ② 内定者は、原則として辞退できないこととする。
※船橋市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 内定者は、開設当初から設定した定員数を入所させるよう努めること。
※船橋市が定員数どおりの入所を保証するものではありません。
- ④ 建築工事（内装工事）中に、近隣住民等から工事や施設の設置について苦情等が寄せられた場合、十分な説明と丁寧な対応をするよう努めること。
- ⑤ 開設後は苦情の適切な解決に向けた第三者委員（「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）参照）を設置すること。
なお、民生委員に依頼する場合は、内定後、予め地域福祉課に相談すること。
- ⑥ 不測の事態により本募集事業の実施が困難となった場合、募集を中止する。